

京都市訓令甲第 4 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成27年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第2環境企画部長の項第1号中「第36条」を「第55条」に改める。

別表第2ごみ減量推進課長の項第1号中「携帯電話端末, PHS端末, デジタルカメラ, パーソナルコンピュータ周辺機器その他の小型の電気機械器具のうち, その使用を終了したもの」を「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等」に, 「使用済小型家電」を「使用済小型電子機器等」に改める。

別表第2まち美化推進課長の項第2号中「使用済小型家電」を「使用済小型電子機器等」に改める。

別表第2建設総務課長の項第1号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。

附 則

この訓令は, 平成27年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)